

平成29年 4月10日
環境局資源循環部
収集業務課
電話 245-5245
内線 2921

千葉市政担当記者 様

資源物等の持ち去りに対する禁止命令の発出について

千葉市では、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（以下、「条例」といいます。）に基づく資源物等の持ち去りに対する禁止命令を発出しており、平成28年4月～平成29年3月の期間に発出した1件の禁止命令について取りまとめましたので、お知らせします。

1 経過

家庭ごみステーションから資源物や不燃ごみを無断で持ち去る行為が多発していたことから、対策の強化を図るため、平成23年度より条例に資源物等の持ち去りの禁止、違反者に対する禁止命令や罰則の条項を追加し、市では、この条例に基づき、市民から通報等があった場合にパトロールを実施し、持ち去り行為を確認した場合には、その行為者に対し収集運搬の禁止命令を発出するなど、持ち去り行為の撲滅に努めています。

なお、現在までの実績は、今回発表の禁止命令を含め平成28年度は1件、平成23年度からの累計は51件（H23年度2件、H24年度0件、H25年度14件、H26年度22件、平成27年度は12件）となっております。

2 禁止命令の概要

	命令日	対象者	持ち去った場所	持ち去った排出物	持ち去った日
1	平成28年 11月24日	四街道市在 住 64歳	若葉区御成台2丁目9番 ごみステーション	不燃ごみ	平成28年 10月3日

※年齢は、対象者が命令を受けた時点（命令日）のもの

3 今後の対応

今回発表した禁止命令は、不燃ごみ1件です。持ち去りの多くが不燃ごみであることから、今後もパトロールや定点監視の実施を強化するとともに、古紙収集、再資源化を行っている千葉市再資源化事業協同組合との情報交換等、連携を強化し、持ち去り行為の撲滅に努めていきます。